

災害時における中央区と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会
との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書

中央区（以下「甲」という。）と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における要介護高齢者の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中央区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う区内の居宅介護サービス利用者の安否の確認、居宅介護サービスの提供等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 区内における震度5強以上の地震をいう。
- 二 要介護高齢者 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者をいう。

（協力）

第3条 乙は、災害が発生したときは、本協定の目的に賛同する乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、当該事業者の業務に支障のない範囲で区内の居宅介護サービス利用者の安否の確認、居宅介護サービスの提供等を実施するため、甲に協力するものとする。

（安否の確認等）

第4条 乙は、災害が発生したときは、事業者に当該事業所の居宅介護サービスを利用する区内に住所を有する要介護高齢者（以下「利用者」という。）の安否を確認させるものとする。

- 2 乙は、事業者が前項に規定する安否確認をしたときは、その結果について、当該事業者をして甲に報告させるものとする。
- 3 前項の規定による報告は、別記の事項を記載した書類を甲が区内に設置するおとしより相談センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）に提出（電子メール又はファクシミリによる送信を含む。）することにより行うものとする。
- 4 乙は、災害が発生したときは、事業者に、利用者の避難所への避難誘導（救出及び救助を含む。）をさせるものとする。

（サービス提供）

第5条 甲は、前条第2項の規定により報告された内容を取りまとめ、事業者に対して安否確認結果等の情報提供を行うこととする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から提供された情報をもとに事業者に居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の居宅介護サービスを速やかに提供させるものとする。
- 3 乙は、甲から要請があったときは、事業者に、甲が開設する福祉避難所における居宅介護サービスの提供に協力させるものとする。

（事業者一覧）

第6条 乙は、事業者の一覧を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の一覧に変更が生じたときは、速やかに、甲に届け出るものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、事業者が第5条に規定する居宅介護サービスに要した経費（介護保険法第18条に規定する保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、居宅介護サービスの提供に従事した事業者の従業員が当該居宅サービスの提供に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、甲が、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年3月中央区条例第15号）の範囲内において、損害補償を行うものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害に関する情報の連絡体制を協議の上整備するため、当該整備に関する方策について協議し、別途、定めるものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(守秘義務等)

第11条 乙は、第4条に規定する安否確認等及び第5条に規定するサービス提供により知り得た個人情報を、甲及び事業者以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

2 乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、及び第三者（事業者を除く。）に提供してはならない。

3 乙は、事業者に対して、前2項の規定に順じた取扱いをさせなければならない。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

(期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年6月30日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

上記の協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年7月1日

甲 東京都中央区築地一丁目1番1号
中央区
中央区長 矢田美英

乙 東京都中央区築地一丁目1番1号
中央区介護保険サービス事業者連絡協議会
会長 伊藤信子

別記

- 1 報告年月日及び報告時刻
- 2 事業所名
- 3 所在地
- 4 電話番号、ファックス番号及びメールアドレス
- 5 使用可能な通信設備（電話・ファックス・メール）
- 6 安否確認（連絡）できていない利用者
（氏名、住所、電話番号、要介護度、所在場所（避難所名、施設名等）、特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容））
- 7 安否確認（連絡）できた利用者
（氏名、住所、電話番号、要介護度、所在場所（避難所名、施設名等）、特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容））
- 8 対応可能な者
（契約している利用者氏名、住所）
- 9 対応できない地域
- 10 受入れ可能人数
（契約していない利用者で対応可能な者の数）